

議案第48号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年
さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する <u>18歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にあ る者</u> で、医療保険各法の規定による被保険者又 は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれか に該当する者を除く。 ア～エ [略] (3)～(8) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する <u>学校教育 法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す る中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期 課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じ るものを卒業する日又は修了する日の属する月 の末日までの者</u> その他規則で定める特別の事情 がある者で、医療保険各法の規定による被保険 者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいず れかに該当する者を除く。 ア～エ [略] (3)～(8) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の各号のいずれにも該当する者の保護者（この条例による改正後のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3号に規定する保護者であって、第2号に規定する月の末日において同号に規定する者に係るこの条例による改正前のさいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する受給資格者であったものに限る。）であって、第2号に規定する月の末日から市長が別に定める日までの間継続して市内に住所を有するものについて、施行日に新条例第7条第1項の規定による申請があったものとみなして同条第2項に規定する登録及び同条第5項に規定する受給資格証の交付をすることができる。この場合において、当該受給資格証の交付を受けた者は、施行日において同条第2項の登録を受けた者とみなす。
 - (1) 施行日に新条例の規定により新たに新条例第2条第2号に定める乳幼児・児童に該当することと見込まれる者であって、次号に規定する月の末日から市長が別に定める日までの間継続して市内に住所を有するもの
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日において旧条例第2条第2号に定める乳幼児・児童に該当していた者
- 3 新条例第7条第5項の規定による受給資格者への受給資格証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても同条の規定の例により、行うことができる。この場合において、当該受給資格証の交付を受けた者は、施行日において同条第1項の申請をし、及び同条第2項の登録を受けた者とみなす。